

## この度の台風19号により被災されたみなさまへお知らせ

令和元年10月17日  
一関信用金庫

台風19号により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

一関信用金庫（理事長 千葉 一郎）では、災害に関する様々なご相談について、次のとおり全店舗（日曜日窓口営業を含む。）で対応しておりますので、ご案内いたします。

1. 各種ご預金の通帳、証書を紛失、破損された場合でも、別途ご本人さまであることを確認の上、払戻いたします。窓口にお越しの際には、ご本人さまであることを確認できる書類をご持参ください。
2. お届出の印鑑を紛失された場合、拇印にて対応いたします。
3. ご事情を確認の上、定期預金、定期積金等の期限前払戻し（中途解約）及び当該定期預金等を担保とする貸付もいたします。
4. この度の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができるように努めます。
5. この度の災害のため支払いができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分や電子記録債権の取引停止処分等についてのご相談に応じます。
6. 汚れた紙幣や損傷した貨幣の引換えについてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. この度の災害に伴う各種資金のご相談や、ご返済方法等に係るご相談には適切に応じます。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用に係るご相談に適切に応じます。
10. その他、この度の災害に伴う各種ご相談についてお気軽にお問合せください。

以上

